

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(11月22日午前6時まで有効)

■1 施設・店舗の利用時の証明書提示

多くの施設・店舗の利用の際、年齢や業種別に応じて定められている証明書の提示が必要となっています。特に、各施設・店舗の屋内については政府により「免疫者のみ」と定められている場合や、施設・店舗側が「免疫者のみ」タイプ、「免疫者と非免疫者を含めた混合」タイプを選択する場合があります。

業種によっては更に細かい規定が設けられています(詳細は下記3をご参照ください)。

※なお、食料店(スーパーマーケットを含む)、薬局、郵便局、公共電気会社(DEI)、公共水道会社(EYDAP)、ガソリンスタンド、ペットショップ、クリーニング店、タバコ店、教会を除き、原則全ての公共施設、飲食店屋外部分、店舗等が「免疫者と非免疫者の混合」タイプとなり、利用者にはワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、または72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳は24時間以内のセルフテストでも可)のいずれかの提示が義務づけられます。

■2 施設・店舗の「免疫者のみ」タイプと「免疫者と非免疫者の混合」タイプの必要証明書

施設・店舗のタイプ	年齢	提示すべき証明書
「免疫者のみ」タイプ	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(IDカード、旅券、運転免許証等) ・次のいずれかの証明書 (1) ワクチン接種証明書(必要回数の接種完了後、14日間が経過していること) (2) 新型コロナウイルス治癒証明書(当初の診断結果から30日以上経過、180日以内であること)
	4歳～17歳	<ul style="list-style-type: none"> ・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書でも可
「免疫者と非免疫者の混合」タイプ	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(IDカード、旅券、運転免許証等) ・次のいずれかの証明書 (1) ワクチン接種証明書(必要回数の接種完了後、14日間が経過していること) (2) 新型コロナウイルス治癒証明書(当初の診断結果から30日以上経過、180日以内であること) (3) 72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストによる陰性証明書
	4歳～17歳	<ul style="list-style-type: none"> ・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書でも可

※4歳未満は証明書の提示義務は免除です。

■3 主な業種別の措置内容

業種	措置内容
公共交通機関・タクシー・自家用車	<p>■証明書の提示義務</p> <p>郡外に移動する場合、上記1、2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示。</p> <p>■その他規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄道、バスなど ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務

	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、長距離バスは乗客85%まで ●乗用車、タクシー <ul style="list-style-type: none"> ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて6人まで 9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて8人まで 一子が親と同乗する場合は人数制限の対象外(成年の子の場合、身分証明書の提示義務) 一介助を要する者は付き添い1人まで可 ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用義務の対象外 ●フェリー <ul style="list-style-type: none"> ・フェリーは乗客80%まで、キャビン付きの場合は85%まで(一部高速フェリーは50%まで) ・本土から島嶼、及び島嶼から本土へ移動する場合、海運・島嶼政策省所定の質問票の記入が必要 ご参考: 当館作成資料リンク https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100192811.pdf ●航空機(国内便) <ul style="list-style-type: none"> ・外国人等で、各種証明書が英語・ギリシャ語以外(仏語、独語、伊語、西語、露語)で記載されている場合は各会社が判断する ・乗客はマスク着用義務
<p>公共サービス(役場等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで。参加者全員が免疫者の場合、周囲と1.5m以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・訪問は予約制 ・ハイリスクグループの労働者は、訪問客等部外者との接触がない職場において出頭による業務、テレワーク義務 ・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治癒者でない従業員は、週2回のPCR検査かラピッドテストの義務を負う ・訪問者は上記1、2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示
<p>民間企業(銀行等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く) ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、テレワーク義務 ・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治癒者でない従業員は、週2回のPCR検査かラピッドテストの義務を負う ・訪問者は、上記1、2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示

<p>教育機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒(幼稚園・小中高校・塾等) 週2回(毎火曜日と金曜日)、登校前24時間以内のセルフテストによる陰性証明を提示。塾を除き、検査キットは無料配付される ●大学生 週2回(毎火曜日と金曜日)、登校前24時間以内のPCR検査またはラピッドテストによる陰性証明を提示
<p>遺跡、博物館、美術館、ギャラリー等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 ・入場者は、上記1、2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示 ●屋外 ・施設により入場の際、証明書の提示が求められる場合がある。 ●屋内・屋外の共通事項 ・グループ観光は、他人との間隔は少なくとも1.5m(2㎡に1人まで)が保持される限り、可。
<p>劇場、映画館等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 ・入場者は、上記1、2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示 ※10月9日から「免疫者のみ」タイプの場合のみ、試験的に従来措置の緩和あり(定員85%、1テーブルあたり10人まで、立食禁止、テーブルの間隔の解除) ●屋外 ・「免疫者のみ」タイプと指定される場合がある ・施設により入場の際、証明書の提示が求められる場合がある。
<p>レストラン、カフェ等 飲食店</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 ・「免疫者のみ」タイプのみが営業可 ・上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書提示が必要 ・4歳～17歳は、入店前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可 ※10月9日から試験的に従来措置の緩和あり(定員85%、1テーブルあたり10人まで、立食禁止、テーブルの間隔の解除) ●屋外 ・「免疫者のみ」タイプと指定される場合がある ・客は、上記1、2のとおりワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又はPCR検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示 ・1テーブルにつき10人まで ・テイクアウトの場合、店内で待たなければ証明書等の提示の必要はなし。

<p>児童遊技場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・付添人については、上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書提示が必要 ・4歳～17歳は、入店前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可 ●屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・入場者は、上記1、2のと通りのワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又は PCR 検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示
<p>競技場でのスポーツ観戦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプのみで、上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書提示が必要 ・4歳～17歳は、PCR 検査かラピッドテストの陰性証明書、又は競技前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可。ただし、非免疫者の未成年は観客数の5%まで。
<p>スポーツジム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「免疫者のみ」タイプ又は「免疫者を含めた混合」タイプがある ・各タイプに応じて上記2の証明書提示が必要 (ただし、ラピッドテストは入店何時間以内か不明(各店舗による可能性あり)) ・4歳～17歳は、入場前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可
<p>食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで)。ただし、食料品店では、9㎡に1人まで。
<p>小売店舗、ショッピングセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・客は、上記1、2のと通りのワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又は PCR 検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示
<p>理髪店、美容院、エステ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・客は、上記1、2のと通りのワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、又は PCR 検査かラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳はセルフテストでも可)を提示
<p>カンファレンス・見本市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・免疫者のみ入場可で、上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書提示が必要 ・4歳～17歳は、入場前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可 ・カンファレンスは、最小限の参加者で、ライブストリーミング付き ●屋外(見本市等) <ul style="list-style-type: none"> ・ブース間の間隔は1m以上
<p>パーティー等のイベント</p>	<p>プライベートな場所における報酬や代償を得る者が参加する20名以上のパーティー等イベント開催を禁止。会場の所有者または借主への違反金は、1回目で 50,000 ユーロ、2回目で 200,000 ユーロ</p>

【共通事項】

- (1) マスクは、屋内では着用義務(職場を含む)とし、屋外では混雑している場所のみ着用義務。4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、着用義務を負わない。
- (2) 屋内・屋外、また「免疫者のみ」・「免疫者と非免疫者の混合」タイプの場合を問わず、周囲と1.5m以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで)。ただし、特により大きな間隔が規定されている場合もあり得る。
- (3) 施設・店舗等は、アルコール濃度70%以上の手指用消毒液を設置しなければならない。
- (4) 換気の奨励。冬季期間、暖房の使用によらず、室内の空気を定期的に入れ替えることが推奨される。概ね1時間に少なくとも10分だが、室内の面積及び人数により、より長時間換気が推奨される(10分～60分間)。可能なかぎりドア・窓を開け放しにしておき、トイレの換気は24時間、空調機の換気機能を最大限に活用し、メロ・バス等公共交通機関では、常時開け放しの窓を設ける。
- (5) 免疫証明書等に関しては、EU 諸国以外の第三国からの外国人は、書面で可。
- (6) これまで実施されてきた公共機関における無料ラピッドテストは、今後は新型コロナウイルス免疫者または感染症状を有する者に対してのみ実施する。